名古屋市環境審議会専門委員募集要項

(目的)

第1 この要項は、名古屋市環境基本条例第27条第3項に規定する名古屋市環境審議会(以下「審議会」という。)の専門委員について、公募の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

- 第2 公募による専門委員(以下「公募委員」という。)に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、次の条件を満たすものとする。
- (1) 名古屋市内に在住又は在勤・在学する者
- (2) 満20歳以上の者
- (3) 環境の保全に関する知識を有する者又は環境の保全に関する活動を行っている者

(募集人員)

第3 公募委員は、設置される専門部会ごとに2名以内とする。

(応募方法)

- 第4 応募者は、次の書類を提出して応募するものとする。
- (1) 名古屋市環境審議会専門委員応募用紙(様式1)
- (2) 環境の保全に関する小論文(1,200字程度)(様式2)
- 2 応募方法は、郵送、ファックス又は電子メールによるものとする。

(選考)

第5 公募委員の選考は、前条第1項の書類に記載された内容及び面接により行う。

(選考委員会)

- 第6 公募委員を選考するため、公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。なお、諮問事項に応じて、複数の選考委員会を設置することができる。
- 2 選考委員会は、審議会の会長が指名する者をもって組織する。
- 3 選考委員会に委員長を置き、審議会の会長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、選考委員会の会議の議長となる。
- 5 選考委員会は、委員長が招集する。
- 6 選考委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選考結果の公表)

第7 選考の結果は、応募者全員に速やかに通知するものとする。

第8 この要項に定めるもののほか、公募の実施及び選考委員会の運営に関する事項については、委員長が定めるものとする。

附則

この要項は、平成15年10月24日から施行する。

名古屋市環境審議会専門委員応募用紙

(提出締切:平成〇年〇月〇日)

					_ , _ , , _ , ,
ふりがな					
氏 名					
生年月日	年(歳)	月	日	性別	男・女
住 所 電話番号	(〒 – 名古屋市) 区	電話	()	_
職 業 (学 校)			勤務先連絡先		_
活動経歴 (所属団体等)					
	専門部会名			テーマ	
専門部会					
		応 募	理由		

環境保全に関する小論文

ふりがな	
氏 名	
専門部会 名	テーマ
	······································

(裏面へ)